刈谷市スポーツ協会の後援等名義使用について

刈谷市スポーツ協会では、各種団体等が事業を行うにあたって、市民スポーツの振興に寄与すると認められる事業に対して、後援等名義使用を認めています。

主催者および事業内容（営利、政治、宗教的な事業等）によっては、後援等の承認ができない場合もありますので、事前にご相談ください。

承認された事業は、ポスターやちらしなどに、後援等として「刈谷市スポーツ協会」の名称を使用することができます。

申請手続き

事業の開催日の30日前までに、申請書および事業計画書（開催要項）を、刈谷市スポーツ協会事務局（刈谷市スポーツ課）に提出してください。事務局でその申請について審査し、承認された場合は「承認書」を申請者にお送りします。

その他

事業終了後、報告書等の提出が必要になります。

郵送で申請される場合は、事前に電話にてお問い合わせください。

「刈谷市」及び「刈谷市教育委員会」の後援等名義使用には別に申請が必要になります。

刈谷市後援等名義使用申請　　<https://www.city.kariya.lg.jp/shinseisho/d_bunka/1003102.html>

刈谷市教育委員会後援等名義使用申請　　<https://www.city.kariya.lg.jp/shinseisho/d_kyouiku/1003100.html>

問合せ

〒448－0011　刈谷市築地町荒田1　ウィングアリーナ刈谷内

刈谷市教育委員会教育部スポーツ課

電話　0566-63-6040